

業務指示書

エチオピア国企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年6月20日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年6月25日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中小企業振興にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/零細・中小企業振興政策・起業家支援）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：中小企業振興政策・起業支援に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 零細・中小企業のためのBDS提供制度構築・強化】

1) 類似業務の経験：BDS提供制度構築・運用に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 BDS提供にかかる人材育成】

- 1) 類似業務の経験：カイゼン以外のBDS提供人材育成及び経営戦略コンサルティング業務に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年7月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 3.98568 円, US\$1 = 108.812 円, EUR1 = 125.920 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月18日(水) 14:30 ~ 16:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）本部 209会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/零細・中小企業振興政策・起業家支援
零細・中小企業のためのBDS提供制度構築・強化
BDS提供にかかる人材育成1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

40.35 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年8月6日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

**エチオピア国企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化
プロジェクト【有償勘定技術支援】**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/零細・中小企業振興政策・起業家支援	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 零細・中小企業のためのBDS提供制度構築・強化	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： BDS提供にかかる人材育成1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エチオピアの経済は、2004年以降10年以上にわたり年率8-11%の経済成長率を維持し、IMF加盟国の中でも最も高い成長率を誇る国の一である。この経済成長を後押ししているのは、政府によるインフラ投資と、国の基幹産業である農業およびサービス業の持続的な成長である。現在でも人口の7割以上は農業に従事しているものの、サービス業および製造業など産業への労働力の移行が進みつつあり、GDPに占める割合としては既にサービス業が農業を超え、製造業は徐々に伸びている。

このような状況下で、エチオピア政府は2025年までに低位中所得国になるという「ビジョン2025」のもと、産業振興（特に製造業）を重要視している。「第二次成長と構造改革計画（Growth Transformation Plan: GTPII）」

（2015年～2020年）では、品質・生産性・競争力の強化、外国投資促進、輸出振興、中小企業振興、産業人材育成等を通じて、GDPおよび輸出に占める製造業シェアの増加、製造業における雇用の創出等を図るとともに、GTPII期間中、10%以上の年GDP成長率を目指している。エチオピア産業開発戦略計画（Ethiopian Industrial Development Strategic Plan (2013-2025)）では、産業構造改革により国際競争力のある製造業を創出することを目標として掲げ、GDPに占める製造業の割合を4%（2013年時点）から2025年には17%まで引き上げることを目指している。

上記の「ビジョン2025」やGTPIIの政策目標を達成するには、エチオピア政府が既に重点的に取り組んでいる国内企業（特に零細・中小企業）の育成が重要である。

エチオピア政府統計資料によると、2016年時点での国内零細・中小企業の総数は約50万社にのぼり、そのうち98%を零細・小企業（Micro and Small Enterprises: MSEs）（約49万社）が占める。また、エチオピア政府は、これら零細・中小企業の持続的成長による規模の拡大、製品・サービスの質の向上が、国内産業の振興に寄与するとともに、輸入の遞減と輸出の促進による国際競争力の確保につながると期待している。しかしながら、世界銀行が発表したDoing Business 2017ランキングによると、エチオピアは190カ国中159位であり、当該国におけるビジネス環境は決して良好なものとは言えない。中でも「getting credit（資金へのアクセス）：170位」、「starting a business（起業）：179位」の評価が低く、零細・中小企業や起業家にとって厳しいビジネス環境

であることが伺える。とりわけ、女性起業家にとっては尚更である¹。国内企業の金融アクセスについては、エチオピアの金融市场が中央銀行の強い規制下にあるため慢性的な投資資金不足にある。そのため、金融の流動性を高め、国内企業が必要な資金にアクセスできるようにすることが求められている。加えて、政府の政策も後押しし、産業の担い手である労働人口は農業からサービス業や製造業などへ移行する傾向があるものの、労働者の生産性や技術の質が向上していないことが指摘されており、より付加価値の高い製品やサービスを生み出すためのビジネス環境整備、海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）の促進、産業人材の育成、ビジネスディベロップメントサービス（Business Development Services: BDS）の充実等が国内企業の成長のための喫緊の課題として挙げられている。

このような零細・中小企業の現状に対し、エチオピア政府は2016年2月に政策実施官庁を再編し、工業省管轄下に連邦中小製造業開発庁（Federal Small and Medium Manufacturing Industry Development Agency: FeSMMIDA）、都市開発・住宅省管轄下に連邦都市雇用創出・食糧安全保障庁（Federal Urban Job Creation and Food Security Agency: FeUJCFSA）を設立し、FeSMMIDAが製造業の中小企業、FeUJCFSAが非製造業の小企業および全ての零細企業を対象とした支援を担っていくこととしている。更に、国内各地の地方行政地区単位（woreda²）ごとにワンストップサービスセンター（One Stop Service Center: OSSC）を整備し、失業者への仕事の斡旋や零細・中小企業への経営指導等を実施している。現在、アディスアベバ市においては、既存の OSSC の組織・人員体制をさらに強化するための取り組みを行っている。

以上の背景の下、本プロジェクトは、「女性起業家支援事業（Women Entrepreneurship Development Programme: WEDP³）」（下記5.（1）参照）の円借款附帯プロジェクトとして、FeSMMIDA、FeUJCFSA、およびアディスア

¹ MSEの中でも、特に女性起業家が新規融資を得ることは難しい。エチオピアでMFI（Micro Finance Institution）から融資を受けている女性起業家の割合は、アフリカ諸国平均の63%に対し40%と低い。エチオピアはジェンダーギャップ指標が142か国中124位（2015年、世界経済フォーラム）であり、就学率、識字率、賃金、失業率等において男女の差が未だに顕著であるが、融資の審査過程においても、担保に必要な資産が男性名で登録されるケースが多いことや、融資に当たって高い担保比率（ローン額の173%）を求められること、男性中心のビジネス環境で女性による原材料や経営資源へのアクセスが限られる等の要因により、女性起業家が融資を得られる機会は限定的である。

² アディスアベバ市に10のsub-cityがありその下の行政区画をワレダ（woreda）と呼ぶ。

³ 2017年2月、JICAは円借款により55億円を世界銀行（WB）との協調融資としてWEDPに供与することをエチオピア政府と合意した。

アディスアベバ市もカウンターパート（C/P）とし、女性起業家を中心とする零細・中小企業の事業が成長するための支援を実施する。具体的には、FeSMMIDA と FeUJCFSA に共通する零細・中小企業支援施策の一つである BDS 提供に向けた体制強化と人材育成に係る支援を行う。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

アディスアベバ市のプロジェクト対象 woredas および他地域において、BDSPs⁴（Business Development Services Providers）ネットワークを活用した質の高い支援が提供されると同時に、エチオピアの零細・中小企業の事業が成長する。

（2）プロジェクト目標：

アディスアベバ市の対象 woredas において、BDSPs ネットワークを活用した質の高い支援が、エチオピア零細・中小企業に提供される。

（3）期待される成果

【成果1】零細・中小企業支援の戦略計画策定のための FeSMMIDA と FeUJCFSA の能力が強化される。

【成果2】BDS 提供に係る BDSPs との連携を含む体制モデルが構築・運用される。

【成果3】OSSC スタッフの零細・中小企業支援に関する能力が強化される。

（4）活動の概要

【成果1に関する活動】

1-1 : FeSMMIDA と FeUJCFSA が、エチオピアにおける零細・中小企業の現状を分析し課題を抽出する。

1-2 : FeSMMIDA と FeUJCFSA が、零細・中小企業支援の戦略計画と中期実施計画を策定する（BDS メニュー・レベルの確立、BDSPs への委託をはじめとする BDS 提供の体制設計を含む）。

1-3 : FeSMMIDA と FeUJCFSA が、策定した戦略計画と中期実施計画を関係機関へ周知する。

⁴ BDSPs : 企業に対し BDS を提供する際、FeSMMIDA と FeUJCFSA が協力すべき組織。

【成果2に関する活動】

<OSSC カウンセラー>⁵

- 2-1：活動 1-2 で策定された零細・中小企業支援の戦略計画を指針とし、FeSMMIDA、FeUJCFSA、アディスアベバ市産業開発局および小零細企業局が、OSSC カウンセラーを活用した BDS 提供に係る体制モデルを構築する。
- 2-2：FeSMMIDA、FeUJCFSA、アディスアベバ市産業開発局および小零細企業局が、OSSC カウンセラー能力研修カリキュラムとモジュールを開発する（ビジネスマッチング機会等の創出、基礎的な経営診断、企業支援計画の策定、BDSPsへの委託を含む）。
- 2-3：活動 2-2 に基づき、FeSMMIDA、FeUJCFSA、アディスアベバ市産業開発局および小零細企業局が、対象となるモデル sub-cities および woredas の OSSC スタッフに対し OSSC カウンセラー研修を実施する。

<BDS コンサルタント>

- 2-4：FeSMMIDA が FeUJCFSA と連携し、BDS コンサルタント（National BDS Consultants）の登録制度を検討・考案する（要求されるスキルや対象となる BDSPs の洗い出し、研修制度の検討を含む）。
- 2-5：活動 2-4 に基づき、FeSMMIDA が FeUJCFSA と連携し、BDSPs に対し BDS コンサルタントとしての登録に必要となる研修（理論・実践）と試験の試行を実施する。

<全体>

- 2-6：FeSMMIDA と FeUJCFSA が、BDS 提供に係るモニタリング・評価システムを強化する（零細・中小企業へのインパクト分析と他地域の零細・中小企業への広報を含む）。
- 2-7：FeSMMIDA と FeUJCFSA が、BDSPs ネットワークの会合を定期開催し、零細・中小企業の状況に関する情報共有を促進する。
- 2-8：FeSMMIDA と FeUJCFSA が、中小企業および起業家向けの金融サービスの設置に向け、金融サービスをデザインの上、適切なものを提案

⁵ OSSC カウンセラー窓口は、起業家、零細・中小企業を対象としている。起業家支援に関しては、OSSC カウンセラーの通常業務としての起業家支援に加えて、5. (16) に記載のとおり、イノベーション創出に向けた起業家育成支援（ビジネスコンテスト・インキュベーション・アクセラレーションプログラム等）を実施する予定。

する。

- 2-9. FeSMMIDA と FeUJCFSA が、パイロット企業⁶に対する重点的支援を促進する (handholding 支援 (下記 6. (7) ※5 参照))。

※活動 2-8 および 2-9 については、現行の PDM (Project Design Matrix) に記載はないが、2018 年 2 月での FeSMMIDA、FeUJCFSA、エチオピアカイゼン機構 (Ethiopian Kaizen Institute : EKI) との議論の結果、JICA は、第一回合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) にて、活動 2-8、2-9 を追加した PDM に署名予定である旨、FeSMMIDA および FeUJCFSA と合意している。

これら 2 機関以外の、技術協力事業合意文書 (Record of Discussions: R/D) の署名者 (アディスアベバ市関係部局、財政経済協力省) に対しては、変更点を未だ説明・合意していない状況。

万一、活動 2-8 および 2-9 の追加について、エチオピア側と合意に至らなかった場合は、活動 2-8 および 2-9 関連業務を削除する形で契約変更を行う。

【成果 3 に関する活動】

- 3-1: OSSC の選ばれたスタッフが、OSSC の運営・管理に関する研修を受講する (ビジネスマッチング機会の創出、基礎的な経営診断、企業支援計画の策定、BDSPs への委託を含む)。
- 3-2: OSSC スタッフが担当地区の零細・中小企業に対し、ビジネスマッチング等の啓発に係るセミナーを実施するとともに支援先とする零細・中小企業を選定する。
- 3-3: OSSC スタッフが経営診断ツールを使い零細・中小企業の経営診断を行う。その結果に基づき支援計画の策定と OJT を通じた BDSPs への委託等を実施する。
- 3-4: OSSC スタッフが OSSC カウンセラー認証試験を受験する。

(5) プロジェクトサイト／対象地域名

アディスアベバ市。

プロジェクト対象地域は、アディスアベバ市内に 10 ある sub-cities の中

⁶ パイロット企業とは、OSSC カウンセラーおよび BDS コンサルタントの養成・確保のための研修の一環で本プロジェクトを通じて支援を集中的に提供する企業のこと。

から3箇所を選定する（下記5.（3）参照）。

（6）業務実施場所

FeSMMIDA、FeUJCFSA

（7）プロジェクトスケジュール（協力期間）

3年間（2018年8月～2021年7月を予定）

（8）相手国関係機関

実施機関（C/P）：

- ・連邦中小製造業開発庁（FeSMMIDA）
- ・都市開発・住宅省管轄下の連邦都市雇用創出・食糧安全保障庁（FeUJCFSA）

協力機関：

- ・アディスアベバ市産業開発局、アディスアベバ市小零細企業局

連携機関：

- ・エチオピアカイゼン機構（EKI）
- ・エチオピア開発銀行（Development Bank of Ethiopia: DBE）

3. 業務の目的

「エチオピア国企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2018年4月5日にJICAがエチオピア政府と合意したR/D、2018年2月15日に署名したTechnical Memorandum、2017年8月16日に署名したMinutes of Meetingに基づく活動を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献することを目的とする。

また、本業務は、上記「2. プロジェクトの概要」に記載されている活動の

うち、長期専門家⁷担当分を除くものを対象とする。

なお長期専門家は、本プロジェクト全体の総括として管理を行うとともに、コンサルタント（本業務の受注者）の支援を得つつ、「活動 2-7（BDSPs ネットワーク化促進に係る関係機関長との対話）」および「活動 2-8（起業家支援）」にかかる業務を行う（具体的な内容は下記 5. (15) および 6. を参照）。

5. 実施方針および留意事項

(1) 女性起業家支援、ジェンダー配慮

本プロジェクトは、WEDP の有償附帯技術協力プロジェクト⁸である。WEDP は、2012 年より、世界銀行が DFID 等と協調し、特に資金アクセスが難しいとされる女性起業家に対する資金および研修（起業家、カイゼン等のテーマ）の提供を目的として開始した。JICA は、WEDP に関し、2017 年 2 月に円借款貸付契約に調印を行い、ビジネス経験の浅い女性起業家が確実に金融へアクセスし、利益を上げて債務返済ができる成長企業として育つためには、金融アクセスに必要なビジネスプラン作成能力および投資資金を有効活用するための事業経営能力（経営改善等）が不可欠との考えの下、本プロジェクトの内容検討等を行ってきている。コンサルタントは、WEDP から融資を受けている企業の情報を関係者（FeUJCFS の WEDP 事務局、世銀、MFI 等）から入手し、本プロジェクトのパイロット企業選定の際に参考とする等、WEDP 企業の実態も把握した上で、パイロット企業の選定を行うこと。

また、本プロジェクトは JICA における「ジェンダー活動統合案件⁹」となっているところ、ジェンダー配慮に関連し、下記①②を行うこととする。

本プロジェクトの成果 1～3 に関する女性起業家支援やジェンダー配慮の取り組み（案）を検討し、プロポーザルにおいて提案すること。

① ジェンダー配慮の観点から、OSSC カウンセラーおよび BDS コンサ

⁷ 本プロジェクトには、2 名の長期専門家を別途派遣予定。2 名の長期専門家の主な業務については 5. (15) 参照。

⁸ 円借款事業に附帯して、その迅速化または開発効果増大に寄与するために実施される専門家派遣、研修員受け入れ等の各種の投入要素を組み合わせた、技術支援を目的としたプロジェクト。

⁹ プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントに係る目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みをプロジェクト活動（予算配分を伴う専門家の派遣、ジェンダー調査の実施、ジェンダー研修の実施等）の一環として組み入れている案件。

ルタントの研修参加者数やパイロット企業に対するベースライン調査およびエンドライン調査において男女別のデータ収集（女性経営者・女性従業員の割合、女性マネージャーの数、従業員の正規・非正規雇用、ジェンダーの視点からの労働環境に関するニーズ調査等）を行う。

- ② 雑細・中小企業支援の戦略計画の策定のための他国の事例分析において、ジェンダーに配慮した調査項目も入れることで、戦略や体制に反映するよう留意する。また、支援先となる雑細・中小企業の選定にあたっては女性が経営する企業の優先度を高め、男女格差の是正や女性へのエンパワーメントを図り、研修については企業幹部に対するジェンダー配慮の啓発、トレーナーに対するジェンダー研修等を行うことも検討し最適な手法を採用する。

（2）本プロジェクト期間中に目指す方向性と成果

- ① プロジェクト目標は、上記2.（2）のとおりであるが、具体的には、プロジェクト終了時までに、以下の事項の達成を目指す。
- ② 対象 sub-cities や woredas レベルの OSSC（※1）企業支援窓口の一本化を促進する雑細・中小企業支援の戦略計画が策定され、それに基づき企業支援窓口が一本化される。
- ③ 対象地域の雑細・中小企業の現状分析・ニーズ分析、OSSC の現状分析、既存の BDSPs のサービス内容（品質、価格、提供可能規模・地域等）を踏まえた効果的な BDS 提供モデル（案）を作成する。
- ④ BDS 提供モデル（案）を踏まえ、ア）窓口等で活動する「OSSC カウンセラー」（※2）、イ）BDSPs の 1 つである「BDS コンサルタント」（※3）を養成・確保するためのメカニズム（案）がデザインされる（OSSC カウンセラー認定制度、BDS コンサルタント登録制度を含む）。
- ⑤ 上記③のメカニズムを通じて、OSSC カウンセラー／BDS コンサルタントを養成・確保しつつ、BDS 提供モデル（案）を運用し、雑細・中小企業からのフィードバックを得る。同フィードバックを踏まえ、BDS 提供モデル（案）および OSSC カウンセラー／BDS コンサルタント養成・確保メカニズム（案）を修正する。
- ⑥ 上記④の修正後のメカニズムの運用を通じて、雑細・中小企業による BDS 活用がなされるとともに、OSSC カウンセラー／BDS コンサルタントの雑細・中小企業に対する BDS 支援内容・能力の標準化が図られる。長期専門家が中心となって支援を行う起業家支援（下記（1

- 5) 参照) が BDS の一つとして構築される。起業家支援を含めた BDS 提供モデルが機能する。
- ⑦ 対象 sub-cities や woredas で構築された「BDS 提供に係る体制モデル」が、他地域に紹介される。

※1 : OSSC :

FeSMMIDA および FeUJCFSA は 2016 年 2 月に発足した。FeSMMIDA および FeUJCFSA の前身である連邦零細小企業開発庁 (Federal Micro and Small Enterprises Development Agency: FeMSEDA) の時代から、sub-cities や woredas における OSSC は既に存在しており、FeSMMIDA および FeUJCFSA の発足後は、FeMSEDA の OSSC を FeUJCFSA (零細企業・非製造業の小企業担当) が継承した。

2017 年 8 月の詳細計画策定調査（プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するため JICA が行う現地調査）においては、以下の事項を確認している。

- ・ FeSMMIDA は、中小の製造業振興を目的として（製造業の中小企业担当）、sub-cities や woredas に BDS 支援提供枠組みを構築中。
- ・ sub-cities レベルでは、各 sub-city にてオフィスビルを建設中であり、アディスアベバ市産業開発局（市レベルで FeSMMIDA の業務を受け継ぐ組織）および小零細企業局（市レベルで FeUJCFSA の業務を受け継ぐ組織）が同じ建物の中に設置される予定。
- ・ FeSMMIDA および FeUJCFSA の両機関は、sub-cities や woredas での零細・中小企業向けの窓口一本化に肯定的であり、sub-cities や woredas の OSSC に FeSMMIDA と FeUJCFSA の両方の機能を配置予定。
- ・そのため、本プロジェクトでは、零細・中小企業への BDS を提供するプロセスの中で、OSSC 支援窓口の一本化支援を促進する活動を行うことで、2017 年 8 月に署名した議事録 (Minutes of Meetings : M/M) にて、日本側・エチオピア側の双方が合意している。OSSC 支援窓口の一本化を促進する業務は、現地での進捗状況に合わせて行う。

※2 : OSSC カウンセラー :

- ・ OSSC カウンセラーは、日本の商工会議所・よろず支援拠点の経営指導員に類似した機能が期待される。ただし、エチオピア企業の状況・ニーズ、現在の OSSC スタッフが有する能力を踏まえ、エチオピアにおける OSSC カウンセラーの役割を検討し、本プロジェクトでの養成方針を検討する必要がある。現時点では、①本プロジェクトで開発する簡易企業診断ツール（下記参照）を活用の上、課題を特定する ②（窓口や企業訪問等を通じた）初步的な経営指導を行う ③必要に応じて BDS コンサルタントを含む他の BDSPs と連携する（政府が有する各種支援サービスの紹介を含む） ④他の BDSPs により適切なサービスが提供されるようファシリテートする能力を持つことを想定している。
- ・ 簡易企業診断ツールとは、OSSC カウンセラーが、企業診断フォーマット等を基に企業の現状・課題を把握した上で、企業の支援ニーズに合わせて大まかな企業支援メニューを計画・フォローするためのツール。OSSC カウンセラーは、企業の支援メニューに合わせて、初步的な経営指導を行うと同時に、適切な BDSPs へつなぐ。また、本ツールを活用して、BDSPs による支援が適切に投入されているかモニタリングも行う。

※3 : BDS コンサルタント :

- ・ BDS コンサルタントに関しては、日本の中小企業診断士に類似した機能が期待される。ただし、エチオピア企業の状況・ニーズ、BDS コンサルタント候補の能力、サービス提供コストを踏まえ、本プロジェクトでの養成・確保方針を検討する必要がある。現時点では、企業のより複雑なニーズを想定して、本格的な企業（経営）診断の上、事業が成長に繋がる具体的な提案（例としては、経営計画、マーケティング戦略等）が出来る人材を想定しているが、現状分析を踏まえ、コンサルティングの内容・分野を限定することも考えられる。
- ・ BDS コンサルタントには実践的なコンサルティング能力が必要であるため、民間人材が候補となると考えられる（ただし、公的機関の人材を排除するものではない）。コンサルティングの効果、サービス提供コスト、零細・中小企業のコンサルティングコスト負担能力、エチオピア政府のサービス提供コスト負担可能性等を総合的に勘案した上で、BDS コンサルタントの機能を検討する。

(3) プロジェクト対象地域の選定

プロジェクト対象地域はアディスアベバ市に10ある sub-cities の中から3箇所を選定する予定。プロジェクト開始3ヶ月を目処にプロジェクト関係者で協議・検討を行い、対象とする sub-cities (3箇所) および woredas (※4) の選定を行う。

現時点では、選定にあたり、モデル OSSC となりうる人材の有無、当該地域の零細・中小企業のポテンシャル、プロジェクト効果の他地域への波及可能性等の視点から総合的に判断することが想定されるが、プロポーザルにおいて選定方針（案）を提案すること。

※4：対象 woreda

- ・活動 2-3、3-1 については全ての woredas が対象。
- ・活動 3-2、3-3 (OSSC カウンセラー養成のための OJT) については、各 sub-city で 2 woredas (合計 6 woredas) が対象。

(4) 各指標の目標値

PDM の各指標の目標値については、プロジェクト開始6ヶ月以内をめどに、選定されたプロジェクト対象地域 (sub-cities および woredas) を踏まえ、プロジェクト関係者で協議・検討を行い、JCC で承認する。

(5) BDS コンサルタント登録制度

BDS コンサルタントの役割や、必要とされる能力等を踏まえ、養成のためのトレーナー人材・機関の検討や登録方法を検討し、プロジェクト関係者で協議の上、決定する。その際は、エチオピア国内の他地域への波及可能性を十分考慮する。

(6) BDS コンサルタント登録制度開発プロセスにおける関係機関との連携促進

エチオピアでは、各ドナーの協力の一環で、様々な BDS が提供されている。ドナーは通常既存のコンサルタントを活用し、企業への BDS 提供を促進しているが、提供される BDS の内容はばらばらである他、高額なコンサルタント費用をドナーが支払うケースがある。

このため、本プロジェクトでは、BDS コンサルタントの能力要件や登録するための条件について、民間企業のニーズを踏まえつつ、エチオピア政府主導 (FeSMMIDA 中心) で確立し、BDS コンサルタントの候補人材の質の

確保を目指している。

BDS コンサルタント登録制度を構築する際に、将来的に政府機関、国際機関および他国援助機関による BDS コンサルタントの活用に繋がる等、国家制度としての実用性かつ普及性を担保できるよう留意すること。また、コンサルティング能力のレベル分けや顧客からの評価メカニズムを考慮し、顧客にとって使い勝手の良い制度を検討すること。具体的には、現在、エチオピアで政府機関・各ドナー、民間コンサルタントが実施する BDS 内容、エチオピア国内に存在する民間および公的機関の BDS コンサルタント登録・資格の基準・内容、世界の主要な機関が認定している BDS コンサルタントの基準・内容を調査・比較・分析した上で、エチオピアの BDS コンサルタント登録制度に反映する。また、それらのプロセスを適切な関係機関のコンセンサスを醸成しつつ行う。

なお、プロポーザルでは、他国での BDS コンサルタント関連制度の内容を踏まえつつ、現時点で想定しうる範囲で、エチオピアでの登録制度（案）を提案すること。

(7) OSSC カウンセラートレーナー人材

FeSMMIDA、FeUJCFSA、アディスアベバ市産業開発局および小零細企業局が、本プロジェクトの支援対象となる sub-cities および woredas の OSSC スタッフに対し OSSC カウンセラー研修を実施予定であるが、連邦政府の C/P である FeSMMIDA および FeUJCFSA が地方政府の下部組織である sub-cities および woredas の OSSC に直接研修を施すに十分な能力があるのか見極める必要がある。そのため、実際のトレーナー人材・機関としてどこが適切かも合わせて、プロジェクト関係者で協議・検討を行い判断する。その際は、エチオピア国内の他地域への波及可能性を十分考慮する。

(8) BDSPs のネットワーク化

現状、上位目標およびプロジェクト目標に記載されている「BDSPs ネットワーク」といったような形の「ネットワーク」は存在しない。しかしながら、皮革セクターを例にとれば、LIDI (Leather Industry Development Institute)、FeSMMIDA、TVET (Technical Vocational Education and Training) 校の皮革部門、皮革関連企業や産業集積地を抱える自治体等は緊密に連携し、企業側のニーズに応えた研修機会の提供等を行っている。カイゼンについても同様に、EKI と TVET 校や自治体のカイゼン部門との日頃からの連携協力がある程度機能しているとみられる。このようにセクターやテーマごとのネットワークは既に存在する。一方、特定セクターの技術支援以外の BDS に

については、明確な責任官庁の不在により連携関係が整っていない上、技術以外の BDSPs は EDC (Entrepreneurship Development Center)、EMI (Ethiopian Management Institute)、TVET 校、商工会議所、民間コンサルタント、WEDP や SMEFP (Small and Medium Enterprise Finance Project)¹⁰などのプロジェクトといった多様なアクターが存在する状況である。また、sub-cities および woredas の OSSC において、零細・中小企業支援が行われているが、提供されるサービスは個々の知識や経験に頼るものが多い。また、零細・中小企業への包括的支援は、FeSMMIDA と FeUJCFSA のみでは不可能である。

そのため、本プロジェクトでは、FeSMMIDA および FeUJCFSA、アディスアベバ市の産業開発局および小零細企業局、sub-cities および woredas の産業振興課および零細小企業課が、他の公的機関・民間コンサルタント等の参加を以って「包括的な零細・中小企業支援ネットワーク（BDSPs ネットワーク）」を構築し、有効な支援を提供できる体制が構築されることを目指す。そのため、本プロジェクトでは、それら BDS 関連アクターの連携関係を整理の上、各アクターの強みを最大限に生かせるようなネットワーク促進に配慮する。また、BDSPs は、連邦レベル・市・州レベルのものが混在する等、協力を得ることがスムーズでないことが予測されるため、各アクターがネットワークに参加する目的を明確にすると同時にメリットを感じられるよう工夫する。

なお、エチオピアの現状および他国の事例から、現時点で提案しうるネットワーク促進のための取り組み内容（案）があれば、プロポーザルに記載すること。

（9）他機関プロジェクトとの関係

世銀が SMEFP の実施に関連して、BDS 提供に係るベースライン調査（企業側の BDS ニーズ調査等）を行っているためその結果入手し、活動計画の検討の際の参考とする。

また、UNDP が支援している EDC においては、BDS アドバイザー¹³が約 200 名登録されている。これらアドバイザーの選抜・育成方法・レベル、起業家および零細・中小零細企業に対する BDS 提供の実態、活用する経営診断ツールの内容等を把握し、本プロジェクトの活動に反映するとともに、

¹⁰ 世銀グループ：IDA（国際開発協会）が EIB（ヨーロッパ投資銀行）との共同出資で、中小企業向けの機材のリースを実施中（2016 年-2022 年）。

¹³ UNDP は、企業に対してアドバイスを提供する人材を BDS アドバイザーと呼ぶ。

UNDPとの連携のありかたを協議・検討する。

(10) 柔軟な計画の見直し

技術協力プロジェクトにおいては、プロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況・課題等を把握し、上位目標達成に向けて、必要に応じてプロジェクトの方向性、活動内容について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約変更等）を取ることとする。

(11) 広報（企業、政府関係者および国民向け）

sub-citiesやworedasのOSSC窓口での企業支援サービス、BDSコンサルタントを含むBDSPsのサービスが、より多くの起業家、零細・中小企業に理解され、サービスの利用者の増加に繋がるよう、広報活動を行うこと。

プロポーザルにて、現時点で想定しうる広報手法および広報戦略等を提案すること。

なお、プロジェクト実施中には、JICAと相談しつつ、TV・ラジオ・新聞・ニュースレター、インターネット、携帯アプリ、YouTube（例えば、現地のYouTuberを活用した広報も検討）等の広報メディアを活用した情報発信をエチオピアおよび日本の両国に対して行うとともに、広報を実施後、必ず実施効果・課題点を分析し、次に向けた改善・フォローアップを行うこと。

また、JICAのウェブサイト（日本語・英語）¹⁴に掲載する、プロジェクト情報の定期更新を行う。加えて、C/P機関のウェブサイトについても、掲載内容（案）の作成支援等、ウェブサイトを通じての情報発信を促進する業務を行うこと。

(12) 現地人材の活用

効果的・効率的な情報収集・技術支援 C/P機関との良好な関係構築のために、現地人材を積極的に活用すること。

現時点で想定される現地人材がいる場合には、その人材および具体的な活用方法につき、プロポーザルにて提案すること。

(13) ICTの活用

¹⁴ 日本語：<https://www.jica.go.jp/ethiopia/> 英語：<https://www.jica.go.jp/ethiopia/english/index.html>

OSSC カウンセラーの効率的な業務実施および他地域展開を念頭に置き、起業家および零細・中小企業の支援における ICT の活用を検討する。ICT の活用可能性についてプロポーザルにおいて提案すること。実際の採用については、C/P、JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所と協議の上、決定する。

(14) 中小企業・起業家支援に係るプラットフォーム構想

JICA においては、中小企業・起業家支援の効果的実施を目的として、中小企業・起業家支援に係るプラットフォーム構想を検討している。同構想はカイゼンや経営指導等の技術支援と企業に対する資金協力を有機的に連携させることで、同国の零細・中小企業に対して包括的な BDS を提供する体制を構築するもの。本プロジェクトはエチオピアでの技術支援部分にあたる。

(15) 長期専門家との連携体制

FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI には、JICA から長期専門家として、「チーフアドバイザー」と「業務調整／起業家支援」専門家が別途派遣され上記 4. に記載のとおり、本プロジェクトの全体管理業務、活動 2-7 (BDSPs ネットワーク促進に係る関係機関長との対話) および活動 2-8 (起業家支援) に関する業務を行う予定である。

「チーフアドバイザー」と「業務調整／起業家支援」専門家の主な業務は以下のとおり。

チーフアドバイザー	<ul style="list-style-type: none">・本プロジェクト全体の総括（案件の全体管理、コンサルタントチーム（本業務受注者）へのガイダンス、助言等）・包括的 BDS 提供のための関係機関（特に BDSPs 関係機関長との対話）の連携促進等・産業振興分野の他案件との連携促進等・カイゼンイニシアティブの実現促進支援等
業務調整／起業家支援	<ul style="list-style-type: none">・本プロジェクト全体の総括の補佐・コンサルタントチームとの調整業務・イノベーション創出に向けた起業家支援業務 (金融サービスも含む)

コンサルタントは、本業務の実施に当たり、長期専門家に対して適時適切に情報共有し、十分に協議を行った上で、業務を遂行すること。

なお、長期専門家が主体となり実施する活動に関しては、コンサルタント

は長期専門家の活動（資料作成、情報の収集・分析・提案、研修アレンジ等を含む）を必要に応じ適宜サポートすること。

また、プロジェクトの全体的な方針に係る事項は日本側とエチオピア側の双方の関係者で構成される JCC で協議される。コンサルタントは、議論に必要な資料を準備・作成の上、長期専門家の事前合意を得ること。また、JCC での協議結果を踏まえ、プロジェクト活動計画の調整・修正を行う。

(16) イノベーション創出に向けた起業家支援

FeSMMIDA と FeUJCFSA が担当する sub-cities および woreda レベルの企業および起業家の支援業務は、創造的なアイデアを有する起業家の育成に繋がる内容とはなっていないため、本プロジェクトにおいて、長期専門家を中心にエチオピア国内の民間機関とも連携しつつ、イノベーション創出に向けた起業家を支援する活動（ビジネスコンテスト・インキュベーション・アクセラレーションプログラム等）を実施する予定である。

コンサルタントは、長期専門家が行う起業家支援関連の活動をサポートする。具体的には、イノベーション創出に向けた起業家支援活動のアイデアについての長期専門家への助言等を想定している。

可能であれば、現在入手可能な情報をもとに、エチオピアにおけるイノベーション創出に向けた起業家支援のアイデアおよび活動案を、プロポーザルにて提案すること。

(17) 零細・中小企業および起業家向けの金融サービスの検討

政府関係者工業省 (Ministry of Industry : MoI)、FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI 等) や民間関係者 (アディスアベバ商工会議所 (Addis Ababa Chamber of Commerce: AACC)、EMI、中小企業等) との意見交換、企業のニーズを把握した上で、零細・中小企業および起業家向けの金融サービスを検討する。同検討については長期専門家が中心となり行うが、関連の情報収集においては、コンサルタントは長期専門家の活動をサポートすること。

(18) 運営指導調査団の補助業務

JICA はプロジェクト期間中に運営指導調査団の派遣を予定している。これら調査の実施に際して、コンサルタントは、PDM 指標関連情報や本業務において作成した資料等を整理、提供するとともに、可能な範囲で現地調査にかかる便宜供与を行うこと。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下を参考にしつつ、より効果的、効率的にプロジェクトを実施するため、以下の項目について具体的な計画および手法を記載したプロポーザルを提出すること。

(1) ワークプランの作成

- ① 情報収集や調査・分析に基づき、プロジェクトの概要や基本方針を定めワークプランを作成する。
- ② ワークプランは、一読することでプロジェクトの全体を把握できるよう、プロジェクトの背景や実施の意義、実施日程、実施手法、関係機関の役割等を含めたものとする。
- ③ ワークプランについては、長期専門家による内容確認後、JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所の承認を得る。

(2) ワークプランの説明・協議

ワークプランを FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI に説明し、内容について協議の上、合意を図る。内容に修正の必要が生じた場合には長期専門家、JICA 産業開発・公共政策部、JICA エチオピア事務所に確認の上、修正・合意形成する。

(3) キックオフミーティングの開催

上記(2)のワークプランを踏まえ、関係機関（JCC のメンバーを想定）および関係ドナーを集めたキックオフミーティングを開催し、長期専門家と連携し、本プロジェクト内容の説明を行う。

(4) 零細・中小企業支援の戦略計画の策定

- ① 既に策定済みの産業開発戦略計画 (Ethiopian Industrial Development Strategic Plan (2013-2025)) 等の産業関連の政策、および他国（先進国・途上国等の 2ヶ国以上）の中小企業振興関連の政策事例等（女性起業家の振興事例含む）を参照した上で、零細・中小企業支援の戦略（BDS 提供戦略）計画の策定を支援する。
- ② 政府関係者 (MoI、FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI 等) や民間関係者 (AACC、EMI、中小企業等) との意見交換、女性起業家を含む企業のニーズを把握した上で、策定支援する。
- ③ MoI、FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI 等の関係機関から、零細・中小企業支援の戦略計画（短中期的なアクションプラン含む）の承認を受けた

上で、BDSPs 等の関係者に対し零細・中小企業支援の戦略計画およびアクションプランを紹介し、関係者の共通理解を図る。

- ④企業への BDS 指導を通じて得られた零細・中小企業の実態をもとに、GTPIII¹⁵（2020/21-24/25）の零細・中小企業振興部分の策定に伴い、Mol、FeSMMIDA、FeUJCFSAへアドバイスを提供する。

＜活動における留意事項＞

- (i) 上記①～③については、本プロジェクト開始後 6 か月を目処に実施する。
- (ii) FeMSEDA から 2 つの組織（FeSMMIDA および FeUJCFSA）に分かれたものの、産業振興に貢献すべく零細・中小企業支援の実現のためには、2 つの組織の取り組みを束ねるべく包括的・シームレスな戦略が必要であるため、戦略計画ではその指針を明確に示す。
- (iii) FeSMMIDA と FeUJCFSA に共通する零細・中小企業支援施策の一つとして、企業へ提供する BDS 内容とレベルの標準化を図り、同時に BDS コンサルタントの登録制度や OSSC カウンセラー認定制度の導入および起業家支援（インキュベーション・アクセラレーションプログラム）等を想定しているため、戦略計画にその指針を盛り込む。
- (iv) 零細・中小企業に対する包括的な BDS 提供には、BDSPs と協力することが不可欠であり、2 つの組織（FeSMMIDA および FeUJCFSA）を中心としつつもそれ以外の公的機関や民間関係者の参加を得た形での BDS 提供を実現する必要がある。そのため、本プロジェクトでは BDSPs ネットワークを促進予定であり、戦略計画にその指針を盛り込む。
- (v) 他国（2ヶ国以上）の零細・中小企業振興戦略の事例については、他の特徴等を整理しつつ、エチオピアのコンテクストでどのように活用できるのか等、提案するエチオピアの零細・中小企業振興戦略の背景を整理し、エチオピア政府に説明できる形でも纏める。

（5）BDS 提供に係る体制モデルの構築・運用

本プロジェクトの実施対象地域であるアディスアベバ市の sub-cities および woredas の OSSC において、女性起業家等の企業が成長するための支援メカニズム「BDS 提供モデル」の構築・運用のための業務を行う。具体的には、BDS 提供体制モデル（案）の構築に伴い、下記の事項に関する支援

¹⁵ 第三次成長と構造改革計画：Growth Transformation Plan III。

を行う。(現時点での想定モデルは、添付 1 を参照)

なお、プロポーザルにおいて、可能な範囲で、①OSSC カウンセラーの能力および BDS コンサルタントの基準や研修内容 (BDS コンサルタントは養成と確保の 2 種類)、②持続的な BDS 提供モデル (案) および OSSC カウンセラー／BDS コンサルタント養成・確保メカニズム (案) を提案すること。

- ① 対象地域の零細・中小企業の現状分析・ニーズ分析、OSSC の現状分析、既存の BDSPs のサービス内容 (品質、価格、提供可能規模・地域等) を踏まえた効果的な BDS 提供モデル (案) の作成。
- ② BDS 提供モデル (案) を踏まえ、窓口で活動する「OSSC カウンセラー」、BDSPs の一つである「BDS コンサルタント」が有するべき必要能力の整理。
- ③ 「OSSC カウンセラー」および「BDS コンサルタント」を登録・養成・確保するためのメカニズムのデザイン (OSSC カウンセラー認定制度、BDS コンサルタント登録制度を含む)。
- ④ 上記③のメカニズムを通じた、OSSC カウンセラー／BDS コンサルタントの登録・養成・確保、同時に、BDS 提供モデル (案) の運用を通じた、零細・中小企業からのフィードバックの入手。また、同フィードバックを踏まえた、BDS 提供モデル (案) および OSSC カウンセラー／BDS コンサルタント登録・養成・確保メカニズム (案) の修正。
- ⑤ 修正後のメカニズムの運用を通じた、零細・中小企業による BDS 活用促進、OSSC カウンセラー、および BDS コンサルタントの零細・中小企業に対する BDS 支援内容・能力の標準化。
- ⑥ BDS 提供モデル運用に係るガイドラインやマニュアルの作成と最終化。
- ⑦ 長期専門家が中心となって支援を行う起業家育成支援の BDS の一つとしての構築、起業家支援を含めた BDS 提供モデルの機能化促進。
- ⑧ BDSPs ネットワークの構築・運営。
- ⑨ アディスアベバ市以外およびアディスアベバ市のプロジェクトサイト (3 つの sub-cities と 6 つの woredas) 以外の政府関係者を招聘した、BDS 提供の体制モデルに係る視察ツアーの実施。

＜活動における留意事項＞

- (i) 零細・中小企業および起業家が積極的に活用する BDS 提供モデルを目指す。
- (ii) エチオピアでの BDS 提供の実態やニーズを把握の上、他地域への波及

性も考慮し、BDS 提供の体制モデルの構築をする。

- (iii) BDS 提供モデル運用に係るガイドラインやマニュアル作成支援としては、OSSC カウンセラー認定および BDS コンサルタント登録ガイドライン、研修マニュアル（カリキュラム、モジュールの作成（既存のモジュール改正および新規モジュールの作成含む）を含む）等が想定される。
- (iv) OSSC カウンセラー認定制度および BDS コンサルタント登録制度の考案にあたっては、EMI 等がもつ既存のコンサルタント登録システムの実情を把握するとともに、それらシステムの改善事項等を洗い出し、本プロジェクトの活動へ反映する。
- (v) OSSC カウンセラーおよび BDS コンサルタントの運用については、特に、BDS コンサルタントに関しては、外部人材も含めた人員確保、登録料、BDS 提供に係る価格設定、補助金制度の導入等の財政面の運用、広報の実施等を検討し、持続性あるものに配慮する。
- (vi) OSSC カウンセラーの研修制度は、持続性の観点から、FeSMMIDA と FeUJCFSA の双方が、継続的に新しい人材を輩出し、アップグレードできるシステムとなるよう配慮する。
- (vii) BDSPs ネットワークの構築・運営については、BDSPs の最適なネットワークを促進するために、BDSPs ネットワーキング会合の開催や促進ツールの開発等を含む。
- (viii) FeSMMIDA と FeUJCFSA の双方が、零細・中小企業振興に向けた企業への包括的な BDS 提供を出来るよう、零細・中小企業支援の戦略計画の策定支援および BDS 提供に係る体制モデルの構築支援をするが、企業支援の窓口が一本化されるようなガイダンス（OSSC カウンセラーのマインドセット）に配慮する。

（6） OSSC カウンセラー養成研修・モニタリングおよび評価の実施

sub-cities および woredas での零細・中小企業支援における直接の窓口となる OSSC カウンセラー育成に向けた研修の実施のために、以下を含む支援を行う。

なお、パイロット企業数は 20 社程度とする。パイロット企業数を変更すべきと考えられる場合は、プロポーザルにて代替案とその理由を明記すること。

- ① 上記（5）で構築される研修枠組みを基に、OSSC カウンセラー研修を実施する。研修においては理論と実践を組み合わせることが必要であり、実践についてはパイロット企業への指導を含む。

- ② OSSC カウンセラーが零細・中小企業および起業家向けに提供する資料として、零細・中小企業および起業家向けのハンドブックの作成を行う。同ハンドブックは、女性起業家の視点も含めるとともに、企業の事業成長および創業に必要な情報を提供する内容とする。媒体形式は、本プロジェクトを進める中で、C/P、JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所と協議の上、最適な形とする。
- ③ 上記（5）で構築される認定制度の枠組みを基に、OSSC カウンセラーを認定する。研修を受けた OSSC カウンセラー候補かつ認定 OSSC カウンセラーが効果的な BDS 提供が出来るようにフォローアップ支援をする。

＜活動における留意事項＞

- (i) パイロット sub-cities および woredas にてパイロット企業（下記 (ii) 参照）を選定の上、研修を実施する。
なお、パイロット企業には、より成長している女性起業家（WEDP 対象企業）も含めるよう考慮する。
- (ii) パイロット企業とは、OSSC カウンセラー養成研修の一環で本プロジェクトを通じて支援を集中的に提供する企業である。また、OSSC カウンセラーとしての一連の業務の流れを、パイロット企業に対する支援を通じて学ぶことを目的としている。そのため、一連の業務としての窓口での受付、相談、BDSPs への紹介、BDSPs による支援のモニタリング等を含むこととする。
- (iii) パイロット企業数については、C/P と協議の上、第 1 回 JCC において関係機関から合意を得て、最終的に確定する。

（7） BDS コンサルタントの必要能力の整理、BDS コンサルタント登録・養成制度の構築およびモニタリング・評価の実施

以下の活動を支援する。なお、パイロット企業数は 15 社程度とする。
パイロット企業数を変更すべきと考えられる場合は、プロポーザルにて代替案とその理由を明記すること。

- ① 成長を目指す企業向けの支援を行う BDS コンサルタントに必要となる能力を整理する。
- ② 上記（5）にて構築される BDS 提供体制モデル（案）を踏まえて登録・養成制度を構築する。同制度運用にあたっては養成される人材の品質の維持・向上を行うとともに、JICA 支援終了後も持続的に新しい人材を

輩出することが必要となる。主たる責任機関は FeSMMIDA と FeUJCFSFA となるがこれらがどのような形で登録・養成を運用可能かの分析を踏まえて、登録制度および研修制度を構築すること。

- ③養成にあたっては研修枠組みを検討した上で、BDS コンサルタント研修を実施する。研修においては理論と実践を組み合わせることが必要であり、実践についてはパイロット企業への指導を含む。
- ④登録制度については、上記①で整理した必要な能力の確認を行った上で BDS コンサルタントの登録を行う。登録に際してはレベル分け、得意分野の記載、先行サービスに対する顧客評価等を検討し、ユーザーにとって利便性の高い制度となるよう配慮する。また、登録 BDS コンサルタントが効果的な BDS 提供が出来るようにフォローアップ支援を行う。

＜活動における留意事項＞

- (i) 3 年間で 15 名程度の BDS コンサルタントが養成され登録を取得することを目指す。但し、当該目標以外の適切な目標設定があれば変更をプロポーザル又は事業開始後に提起すること。
- (ii) BDS コンサルタントの養成対象となる人材は、民間コンサルタント（EMI 登録コンサルタント、ILO コンサルタント、EDC アドバイザー、AACC の登録コンサルタント等）並びに公的機関の BDS 提供職員（sub-cities 職員、EKI 職員など）等が想定される。
- (iii) 研修は、パイロット企業を選定の上で実施することになるが、①OSSC 窓口からの紹介を踏まえた企業 ②金属関連企業（トレーラー組立やアルミニウム関連等の 3 社を想定）（※5）が研修対象として想定される。
- (iv) パイロット企業数については、C/P と協議の上、第 1 回 JCC において関係機関から合意を得て、最終的に確定する。

※5：金属関連企業の支援

- ・JICA は①産業政策対話、②投資促進・工業団地開発、③輸出振興の 3 つのコンポーネントから成る「エチオピア国産業振興プロジェクト」を実施中である。うち、「①産業政策対話」では、集中的な BDS を企業に提供することで、リーディング企業へ育成する活動の必要性が提起されている。また、このような支援を handholding 支援と呼んでいる。
- ・本プロジェクトでは集中支援の一環として、金属関連企業 3 社に対して、BDS の中でも「経営面に特化した支援」をパイロット的に実施する。
- ・本プロジェクトでは、3 社に対し、日本側コンサルタント（本業務の従事者（および同コンサルタントから指導を受けた） BDS コンサルタン

- ト（研修生を含む）が企業診断、支援メニュー・計画の決定、集中的な経営指導等の支援を実施する。企業診断の活動には、対象会社の業界・市場分析（サプライチェーンを含む）、競合他社および自社の分析を行った上で、事業計画の策定支援、人事制度・管理会計の徹底等、適切な支援メニューおよび計画を対象会社と十分に協議した上で、決定・実施する。
- ・なお、支援実施に当たっては金属分野の政府技術機関である金属産業開発インスティテュート（Metal Industry Development Institute: MIDI）と連携しての実施を予定している。

（8）パイロット企業の成果の把握

パイロット企業において、支援前後での対象企業における事業の変化を把握するために、パイロット企業向けベースライン調査およびエンドライン調査を実施する。

パイロット企業での支援前後の事業の変化を把握するための、現時点で想定しうる調査項目（案）につき、プロポーザルにて提案すること。なお、女性起業家特有の調査項目（案）も明記すること。

（9）本邦研修・第三国研修

本プロジェクト期間中に、プロジェクト関係者を対象に本邦におけるC/P研修または第三国研修を実施する予定である。2018～2020年度の3年間で国別研修を2回、第三国研修を6回実施する。第三国研修のうち2回についてはアフリカにて世界銀行が主催するXLフォーラム(<http://www.xl-africa.com/>)等への参加を検討する。残り4回の内、2回をカイゼン知見共有セミナー、残り2回はその他の第三国研修とする。（内容の検討にあたっては、長期専門家と十分に協議・合意すること。）

各研修の対象者数は、プロジェクト実施時にエチオピア側との協議により決定するが、現時点では1回につき10名程度（ただし、カイゼン知見共有セミナーに関しては1回につき5名程度）を想定している。

なお、本邦研修については、下記のガイドラインに記載の「実施業務」「受入業務」「監理業務」のうち、コンサルタントは「実施業務」のみを担当する。

本邦研修内容（案）については、下記のガイドラインを参照しつつ、プロポーザルにて提案すること。

- ・コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン
(2017年6月版)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

7. 報告書等

以下、全ての報告書、資料等の作成にあたっては、JICA や C/P に内容確認を依頼する前に、長期専門家の確認を得ること。

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、C/P との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	名称	提出時期	部数
1	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10営業日以内	和文：3部
2	ワーク・プラン（※1）	2019年 11月下旬	和文：3部 英文：3部
3	業務進捗報告書1 (モニタリングシート(※2)含む)	2019年 2月下旬	和文：3部
4	業務進捗報告書2 (モニタリングシート含む)	2020年 2月下旬	和文：3部
5	業務進捗報告書3 (モニタリングシート含む)	2021年 2月下旬	和文：3部
6	Project Completion Report (PCR) (※3)	2021年 5月下旬	英文：3部
7	プロジェクト事業完了報告書 (※4)	本契約終了前	和文：3部 英文：3部 CD-R：3枚

(注) 7 を除く各報告書のソフトデータは、担当者へ PDF ファイルとワードファイルの両方で提出すること。

※1：零細・中小企業支援の戦略計画書（短中期的なアクションプラン含む）を添付

※2：プロジェクトの進捗状況を説明するモニタリングシートを6か月ごとに作成の上、事務所へ報告する。

※3：本契約終了3か月前までに、C/P と共同で終了時評価を含む PCR を作成し、事務所へ提出する。なお、最終 JCC にて、合同レビューのための準備支援等を行う。

※4：報告書の内容を補足する資料（主な現地収集資料含む）を含める。

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、そのほかの報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

（2）OSSC カウンセラーおよび BDS コンサルタント養成研修のための資料等

コンサルタントは、OSSC カウンセラーおよび BDS コンサルタント養成研修向けに作成した各種教材（実施マニュアル、テキスト、そして企業診断・カウンセリングツール等）、講師用指導マニュアル等の活動の成果を示す全てのマニュアルやガイドラインも含めてプロジェクト事業完了報告書とともに JICA に提出する。

（3）調査業務報告（月報）

毎月の調査業務報告を JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所に提出すること。業務報告の際には、関係者がプロジェクトの進捗を理解するために分かり易い説明を心がけること。

（4）本邦研修・第三国研修に係る活動報告

コンサルタントは本邦研修および第三国研修について、研修実施後、2週間以内に研修実施に関する報告書を作成し、C/P および長期専門家に共有するとともに、JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所に報告する。

（5）会議議事録

調査団とエチオピア側（JCC 等）との協議の議事録を作成し、JICA に提出する。

（6）セミナー報告書

各セミナーの参加者リスト、参加者評価を含む報告書を作成し、JICA に

提出する。

(7) 報告書作成上の留意点

- ① ワークプラン、PCR、プロジェクト事業完了報告書は、効果的に先方の理解を得るために、図表・チャート類を活用する。また、PCR、プロジェクト事業完了報告書の冒頭には、プロジェクトの概要、進捗状況、結果等報告書の内容を数ページで簡潔にまとめた executive summary を添付すること。
- ② エチオピアの政策・制度等に関する調査・分析に際して、その表現等には十分配慮し、記述は客観的に行うこと。断定的な表現を用いる場合は、確実な裏付けとなるデータがある場合や、国際的な評価が定着している等、明確な根拠がある場合のみに限定し、出典を明記すること。
- ③ 他の文献から情報を引用、または図表等の転載を行う場合には、必ずその出典を適切に明記すること。
- ④ 図表リスト、略語リスト、参考文献など、各種リストを適切な位置に記載すること。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号などの統一性と整合性を確保すること。
- ⑤ ワークプラン、PCR、プロジェクト事業完了報告書のエチオピア側への説明、協議に際しては、事前に JICA 産業開発・公共政策部および JICA エチオピア事務所に提出し、承諾を得ること。
- ⑥ 英文報告書の作成にあたり、中小企業振興分野の専門用語を理解できるネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2018年8月より業務を開始し、約37か月後（2021年9月頃）の終了を目指とする。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

（1） 業務量の目途

業務量は全体で73.93M/Mを目途とする。

（2） 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する従事者の配置を想定する。

上記（1）の業務量の目途を超えない範囲にて、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合には、明確な理由とともにプロポーザルにおいて提案すること。

また、以下に記載の格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/零細・中小企業振興政策・起業家支援（2号）（評価対象）
- ② 零細・中小企業のためのBDS提供制度構築・強化（3号）（評価対象）
- ③ BDS提供に係る人材育成1（3号）（評価対象）
- ④ BDS提供に係る人材育成2
- ⑤ BDS提供に係る人材育成3
- ⑥ 女性起業家支援/業務調整

なお、「BDS提供に係る人材育成」担当従事者については、経営戦略コンサルタント／中小企業診断士としての専門性を有する者や、金属分野の経営の知見および経験のある人材が配置されることが望ましい。

3. 相手国の便宜供与

（1）C/Pの配置

- （2）プロジェクトオフィススペースやセミナースペース（FeSMMIDA、FeUJCDSA、アディスアベバ市の産業開発局、零細企業局）
(机や椅子等の什器、インターネット接続環境等は含まれない見込み。
そのため、見積書（本見積）にて必要な経費も見積もること。)

4. 業務用資機材・車両

オフィスでの使用も含め業務実施に必要と判断される携行機材に関しては、①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要とされる理由、⑧用途等、⑨その他をプロポーザルにて提案すること。

最終的に調達が必要と判断される機材については、JICA の指示に基づきコンサルタントが調達するものとする。なお、コンサルタントが日常業務に使用するパーソナルコンピュータ等については、原則として契約に含めることはできない。

プリンター、コピー機については、各 2 台を、長期専門家の予算にて購入し、FeSMMIDA と FeUJCDSA に設置予定であるが、本業務の業務従事者が使用するトナーダイヤ紙代については見積書（本見積）に計上すること。

また、車両については、JICA エチオピア事務所にて 3 台購入予定である（2 台をコンサルタントチーム（本業務の受注者）用、1 台を長期専門家用と想定）が、コンサルタントチーム用の車両にかかる運転手傭上費および燃料費については見積書（本見積）に計上すること。

5. 現地再委託

下記の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することができる。

- ・ベースライン調査およびエンドライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

なお、プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

6. 配布資料

- (1) 事業事前評価表
- (2) エチオピア企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

- (3) アフリカ地域中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査
　　ドラフトファイナルレポート案
- (4) エチオピア国有償資金協力事業「女性起業家支援」に係る追加調査
　　業務完了報告書
- (5) R/D (M/M 含む)
- (6) Technical Memorandum

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エチオピア事務所および在エチオピア国日本大使館において十分な情報収集を行なうとともに、現地作業時の安全確保のため、関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行なう。現地業務時は、JICA エチオピア事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定している。

以上

零細・中小企業向けBDS提供体制モデル（案）

添付1



